

都市計画法第34条第11号を要件に許可を受けて建築された自己用住宅の
属人性の取扱いについて

法第34条第11号（旧第8号の3を含む。）を要件に許可を受けて建築された自己用住宅を、当該許可を受けた者以外の者が自己用住宅（専用住宅）として所有、改築又は増築する場合には、属人性を要件とせず、法第42第1項ただし書又は法第43条第1項の規定による許可を要しないものとする。

運用開始日

令和4年4月1日

岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課